

取調べ「可視化」の「現在」

ドイツは取調べ可視化後進国か？
—問われる司法取引と可視化の関係

取調べの可視化実現大阪本部 副本部長 秋田 真志

今年6月29日から7月3日までの5日間、日弁連の刑事弁護センター委員を中心とする弁護士10名、研究者2名からなる視察団が、ドイツの司法取引(判決合意手続・王冠証人制度=欧米では訴追機関に協力する証人のことを「王冠証人と呼ぶ)の実情調査に赴いた。大阪弁護士会からも、秋田真志、鈴木一郎、高山巖、栗林亜紀子の4名が参加した。

1. ドイツでは可視化は問題にならない？

視察の目的は、現在国会で議論が進められている刑訴法改正案において、わが国にも司法取引制度(捜査・公判協力型協議・合意制度)が導入される見込みであることを踏まえてのものであった。視察目的にドイツの可視化事情は含まれていなかったのである。今回の刑訴法改正の柱は、なんと言っても取調べの可視化であるのだから、目的を司法取引に特化するのには、本来おかしいはずである。にもかかわらず、視察団が可視化を目的に入れなかったのは、ドイツでは、取調べの可視化は問題にならないはずだとの思い込みがあったからである。それは、ドイツの刑事手続における次のような認識が基礎にある。

ドイツでは、直接主義が徹底されており、証拠となるのは公判における供述であって、捜査段階の供述は問題にならない。また、捜査段階の被疑者取調べでは、弁護人立会権が保障されている。したがって、密室で採取された被疑者の供述調書が、時として立証の中心となっている日本のような取調べの可視化は、ドイツにおいて問題になる余地はない。

2. ドイツでも自白強要？

ところが、視察2日目、視察団がアウクスブルク大学のワークショップに参加すると、今回の視察のコーディネートを依頼した同大学法学部ローゼナウ教授から、ドイツでも取調べの可視化が議論されつつあるという話を聞いたのである。ワークショップのテーマは判決合意手続、王冠証人であったため、可視化についての議論が深まるこ

とはなかったが、意外な印象が残った。

そして、3日目。視察団の認識を大きく揺るがせる話が飛び出した。ミュンヘン弁護士会のクーン副会長からのヒアリングである。調査団が、「捜査段階で、警察官が、これは合意した方がいいぞ、と働きかけることはないのか」と質問したのに対し、クーン副会長から、「むしろそれは常態化している。全体の4分の3はそうになっている」という答が返ってきたのである。ドイツの警察でも、利益誘導で自白を引き出そうとしているというのである。しかも、それが常態化しているという。それではドイツにおいても、可視化が必要ないという前提が成り立たないはずである。実際、後に訪問したアウグスブルク警察署の刑事らに尋ねると、「自分たちには訴追について権限がない」との留保付きではあったが、「自白をすれば刑が軽くなるか、判決合意がなされれば刑が軽くなる」といった法律や手続の説明をすることはあるし、正直に供述すればあなたのためになると言って、被疑者に供述を勧めることはある」とのことであった。クーン副会長の説明は、警察側からも裏付けられたと言えるだろう。

調査団は、クーン副会長からのヒアリングの終わりに、「王冠証人の供述の信用性を判断するには、取調べの録音録画が必要なのではないか？」と率直な疑問をぶつけた。クーン副会長の答は端的なものであった。

「指摘のとおりだと思う。ドイツでも可視化すべきだ」

そして、逆に日本での取調べの可視化の現状を逆インタビューされたのである。クーン副会長は、運用上取調べの録画・録音が進められ、一部について法制化の見込みであることに、強く興味を引かれたようである。

3. ドイツでも可視化が議論

その日の夜、改めてローゼナウ教授との面談の機会があり、ドイツでの可視化の議論状況について尋ねてみた。ローゼナウ教授は、「裁判官も含めた法律家、研究者の間で、可視化をめぐる議論はある。まだ法制化への動きまでにはなっていないが、将来的には法制化につながる可能性はある。政治状況にもよるので、いつごろとは言えないけれど」とのことであった。ドイツでは可視化反対論として、長時間の録画を公判で調べなければならない可能性が大きいのではないか、という意見がよく出されるとのことであった。反対論でもやはり直接主義の大原則が強く意識されているのであろう。ちなみに教授に「日本では、カメラの前では真実を話さなくなる、という反対論が強かったが、どう思うか」と尋ねてみた。教授の答は、「今の時代、どこにでもカメラがある。iPhoneでいつでも画像が撮れる。そんなこと関係ないと思うよ」とあっさり否定された。

確かに、職権主義、直接主義の原則が強調されてきたドイツでは、従前取調べの可視化の議論は活発化してこ

なかつたようである。しかし、供述の信用性が刑事裁判の帰趨を決めることが不可避である以上、供述の経過を可視化することも不可欠なはずである。ドイツで取調べの可視化の議論が始まっていることは、可視化が刑事手続において、制度の枠を超えた普遍的な原理であることを示しているといえるであろう。

それにしても、やはり現場に飛んで、直接確かめることが重要であることを改めて認識させられた。刑事弁護の世界でも常に戒められることであるが、思い込みは禁物である。

4. 司法取引にも可視化を

わが国で導入されようとしている捜査・公判協力型協議・合意制度については、すでに可視化にはなじまないかのような議論があるようである。しかし、そのような思い込みも捨てなければなるまい。ドイツでの議論の展開は、司法取引における可視化の必要性を示唆している。日本型「司法取引」のプラクティスにおいても、取調べの可視化を求めていくことが必要不可欠である。



取調べの可視化実現大阪本部
事務局次長 水谷恭史

Q 無銭飲食詐欺の被疑者の国選弁護人です。未払代金は数千円程度で、示談すれば起訴猶予も期待できます。ところが、被疑者は長らく親族と音信不通で連絡先も分からず、勾留期間満了までに支援者を確保するのは難しそうです。被疑者はキャッシュカードを持っていて、「口座に数万円預けてある」といいますが、弁護人が代わりに引き出すのは気が引けます。前科を回避するチャンス、お金を引き出して弁償したいのですが…

A 信頼できる被疑者の身内に頼むのが理想ですが、ご相談の事例なら、弁護人が代わりにお金を引き出すのもやむを得ません。キャッシュカードを預かる際、引出額や目的を明記した同意書も一緒にもらいましょう。ATMでお金を下ろす際は取引明細票を忘れずに。被疑者に示すか差し入れて、約束したお金以外は下ろしていないことを明確にします。用事が終われば、失くしたり壊したりする前にカードを返しましょう。

暗証番号を忘れた、通帳や届出印がない、定期預金の解約が必要といった事情が加わると、窓口の手続が必要です。被疑者の委任状を得て口座取扱支店に相談しましょう。金融機関は各種申請の際、口座開設時の届出印で押印を求めます。委任事項に明記の上、被疑者名義の印章を用意し、改印届を行うと以後の手続が円滑です。通帳紛失や住所変更等、他に必要な手続がないか確認し、委任事項に漏れないよう気をつけてください。